

第 6 4 回 兵 庫 県 国 土 利 用 計 画 審 議 会

平 成 3 1 年 2 月 1 3 日 (水)

兵 庫 県 職 員 会 館

## 第64回兵庫県国土利用計画審議会

平成31年2月13日（水）

兵庫県職員会館 204号室、205号室

開会 午後3時00分

○会長        それでは、ただいまより審議に入ります。本日の議案、計画図の変更ですが、合計13件、諮問案件3件、報告案件10件です。

それではまず事務局から、諮問案件3件について御説明をお願いします。

○事務局        本日は、土地利用基本計画のうち、計画図の変更について、御審議をお願いしたいと考えており、諮問案件は3件、報告案件10件の計13件を予定しています。

それではまず、お手元の議案書の計画図をご覧いただきたいと思います。

なお、本日の案件については、事前に国土交通省や農林水産省など、国の関係機関と事前調整を行い、さらに関係市町長の意見も伺い、いずれも「意見なし」ということになっています。

それでは、個別の説明に入らせていただきたいと思います。

資料のA3の1ページ目、資料1-1をお願いします。

右下の図が今回変更予定の土地利用基本計画図の一部です。凡例は、土地利用基本計画の5地域区分で、この凡例の上から3つ目のピンクの都市地域、その4つ下にある黄色の農業地域、その2つ下にある緑色の森林地域、さらにその4つ下にある青色の自然公園地域、そして、その3つ下にある紫色の自然保全地域と、この5地域区分を表示しており、それぞれの地域の下に各個別法の規制法ごとの細区分を表示しています。

また、変更案件が縮小案件の場合については、縮小部分を黄色の塗りつぶしで、また、拡大案件の場合は、拡大部分をピンク色に着色して表示しています。

まず1番目の案件ですが、こちらについては現在、農業地域と都市地域が重複していますが、農業地域を縮小し、都市地域のみとする変更です。

変更区域の位置ですが、神戸市西区櫛谷町で、県道52号線沿道の一団の工場です。

当該区域は、現在市街化調整区域となっていますが、工場立地法に基づく工場適地に指定された区域で、今回、市街化調整区域から市街化区域に変更し、それに伴い、農業振興地域が縮小されることになり、このことから、国土法上の農業地域を外すということになります。

土地利用基本計画図ですが、今回変更に伴う農業地域の縮小面積は13ヘクタールになります。農業地域が縮小した後は、この地域については、都市地域のみとなります。

また、個別法の手続ですが、今後、国土法上の農業地域を縮小とした後に、「市街化区域への編入」と、「農業振興地域の縮小」がされる予定になります。

なお、この対象地域については、耕作をされている農地というのはありません。

諮問案件1の説明については以上ですが、引き続き、諮問案件2以下の説明をまとめてさせていただき、後ほど一括で御審議をいただくということによろしいでしょうか。

○会長       はい。

○事務局       ありがとうございます。

引き続き次のページ、2ページをお願いします。

諮問案件2の「神戸農業地域の拡大」について、御説明をします。

変更内容ですが、こちらは現在、都市地域と、一部が森林地域となっていますが、それらに加え、農業地域を拡大します。

変更区域の位置は、神戸市北区山田町で、阪神高速7号北神戸線藍那ICの約1キロ北に位置しています。

当該区域変更は、現在市街化調整区域となっておりますが、地域の農業者の共同施行による土地改良事業を実施し、農業の振興を図るため、農業地域を拡大するというものです。

土地利用計画図について、今回の変更に伴う農業地域の拡大面積は4ヘクタールです。

また、個別法においては、今後、国土法上の農業地域を拡大した後に、「農業振興地域の拡大」がなされる予定です。

なお、この地域は谷合いの農業地の圃場整備ということで、この周辺にお住まいの方はいないということで聞いています。

続きまして、3ページをお願いします。

諮問案件3の小野農業地域の拡大についてです。

変更内容ですが、現在は都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域の5地域いずれにも該当していない白地の地域となっておりますが、今回、農業地域を拡大します。

変更区域の位置は、小野市小田町で加東市との市境に位置しています。この位置図で申し上げますと、このエリアの北側が加東市ということになっています。

当該変更区域は、以前に開拓により整備された一団の農地で、今後、国営の東条川Ⅱ期地区の土地改良施設の整備事業の対象地となっており、農業振興を図るため、農業振興地域を拡大するというものです。

土地利用基本計画図についてですが、今回の変更に伴う農業地域の拡大面積は10ヘクタールです。

個別法においては、今後、国土法上の農業地域を拡大後、農業振興地域の拡大がされる予定です。

なお、農振地域拡大に係る地元説明を、こちらの地域では、平成30年9月、11月、12月に開催しています。住民の方からは、「この地域は水が来ない地域な

ので、末端の農地や水路まで改善されるのか。」「水の汲み上げポンプの修理、維持費に困っている。」「水が少ないので、担い手にも敬遠されている農地で、獣害によって耕作放棄地が増えている。」といった意見を伺っています。

以上で、計画図の諮問案件3件の御説明を終わらせていただきますので、御審議のほど、よろしく申し上げます。

○会長        はい、ありがとうございます。

              ただいま事務局から説明をいただきましたが、御質問、御意見がありましたら、よろしく申し上げます。

              はい、お願いします。

○1番委員        お伺いしますが、まず一つ目に神戸市西区の櫛谷ですが、農業地域から都市地域への計画変更ということですが、「神戸市のまちづくり条例」というのがありますが、この条例によると、「その用途を変更するときは、その地域がまちづくり協議会に加入して、計画を持っている場合は、その協議会の意見を聞かなければならない」となっていますが、この櫛谷は、この協議会に該当している地域なのかどうか。

              また、協議会に加入しているのであれば、この計画変更に基づいて、何か意見が出されたのかどうかを教えてください。

              協議会に加入していない場合であっても、用途変更する場合に、周辺の住民から何か意見が出ているのであれば、教えていただきたいと思います。

              それともう一つ、この小野農業地域で、先ほど御説明がありましたが、水が末端まで来るのかということ、下流の農家の方が心配されているということだったと思います。この図を見る限り、10ヘクタールの相当大きい地域で、今後農業を行っていくということですが、今後、その上流で10ヘクタールの、農地を耕作した場合、ただでさえ水が少ない地域なのに、下流への水はどう確保するのかということも、教えてください。

○会長            それでは、事務局、お願いします。

○事務局            まず1点目、神戸市西区櫛谷町における案件について、まちづくり条例に基づく協議会があるのかということですが、この地域については、まちづくり協議会はありません。

2点目ですが、そのような地域において、今回、市街化調整区域から市街化区域に編入するというところで、都計法に基づいて、今後、用途地域の指定であったり、地区計画の決定が行われますが、これについては、現在、開発事業者が開発の協議の中で、道路や下水道といった公共施設管理者と最終的な協議をしているところで、これが決まり次第、具体的な開発、あるいは、用途地域の指定であったり、都市計画の変更について、地域に説明していく予定になっています。

○事務局            小野農業地域の拡大エリアについては、国営土地改良事業東条川Ⅱ期地区の対象地域ということで、その土地改良事業の区域に含める前に農業振興地域に入れて、今後、農業振興を図っていく地域として定めようとしています。先ほど地権者の方から水が足りないというお話がありましたが、農業振興地域となり農振農用地に編入されれば、土地改良事業や農業振興を図る施策が十分に活用できます。県や市にもいろいろな支援メニューがありますので、そういったメニューを活用しながら、今後、市で農業振興を図る計画づくりをされると聞いています。

○1番委員            合意をしっかりとって、進めるようにしていただきたいと御要望しておきます。

○会長            はい、ありがとうございます。

いかがでしょう。

はい、どうぞ、お願いします。

○2番委員            すみません、1点だけ教えてください。

資料1-2の、神戸農業地域、北区山田町の事例です。現状がこの航空写真どおりだとすると、今は森林地域ということで、農業地域への変更という理解で良いで

すね。農地として保全し、農業の振興を図るため、農業振興地域に編入するという  
ことで。

実現可能性の確認ですが、変更して結局、現状のままでということも、当然、あ  
り得る話だと思いますが、開発主体あるいは、農業主体ということについての御説  
明をいただくことは可能でしょうか。もし可能であれば、教えてください。以上で  
す。

○会長 事務局、いかがでしょう。

○事務局 わかる範囲ですが、開発主体は桑坂地区土地改良事業の共同施工です。

すみません、事業主体しか、こちらでは情報を持っていません。申し訳ございま  
せん。

○会長 よろしいですか。共同で施工されるということですか。

はい、いかがでしょう。他に。

はい、お願いします。

○3番委員 1番の神戸市の櫛谷の案件ですが、④で「工業用地として土地利用  
がなされている。」と書かれています。航空写真を見る限り、恐らく買収か何か  
をされた後、耕作されずに、そのまま置かれているという風に見えて、どうも利用  
されているようには見えないのですが、いかがでしょう。お願いします。

○会長 はい、事務局、お願いします。

○事務局 現状ですが、黄色で囲われている農業地域の北側に既存工場がありまし  
て、こちらについて工場利用がされており、今回、南側の黄色で囲まれた農業地域  
について、工場の拡張をしていくということになっています。

現状の土地利用は、北側の既存工場を含めた形で市街化区域への編入をするとい  
うことで、「工業用地として土地利用がなされている。」と書かせていただいでい  
ますが、南側の黄色の部分は雑種地のような土地利用になっています。

○事務局 表現が誤解を招くような形で申し訳ありませんでした。

○会長       よろしゅうございますか。

いかがでしょう。

はい、お願いします。

○4番委員       資料1-1ですが、市街化区域の編入に向けて手続をとっているというのは、今のお話ですと、既存の工場とここで御説明のあった当該区分のみ、南や北、西側については調整区域のまま、そういう形になるのでしょうか。それとも、既存の市街化区域に連続した形で編入を考えているのでしょうか。

○事務局       失礼します。市街化区域への編入を考えている区域ですが、既存の工場、航空写真にある既存の工場の部分、それから、今回、農業地域の縮小を考えている黄色の部分、合わせて31.2ヘクタールを考えています。こちらの地域については、工場適地の指定を受けて、市街化区域の編入をしていくという区域です。

○会長       はい、ありがとうございます。

いかがでしょう。ほかに御意見ありますでしょうか。

特に御意見ありませんでしょうか。よろしゅうございますか。

はい、どうぞ。

○4番委員       航空写真で見ると、他にも既存の工場がありますよね。例えば、航空写真の今回の変更対象地になっている所の少し東南側の所とかです。この部分は、今は調整区域ですが、これは市街化区域にそもそも隣接していますよね。隣接しているかどうかははっきりしないのですが、一部隣接しているようにも見える。そういう所で、今回の部分だけ市街化区域に編入する理由というのは何でしょうか。

○事務局       先ほど御指摘のあった所については、第二神明道路を挟んで北側にも工場があり、調整区域において立地している現状があるのかなと思っています。

今回、こちらの黄色の部分、それから、北側の既存工場部分を市街化区域に編入する理由としては、平成27年2月に、元々あった既存工場と、南側に今後工場の拡張を予定している部分、他にも幾つかこの区域内にも工場がありまして、そのエ



リアについて、工場適地に指定をされたということです。特にこの黄色の部分においては、今後、工場が拡張して、新規に立地していくこととなりますので、これらを含む区域については、市街化区域に編入した上で工場を建てていくと。調整区域のままでは、これ以上、工場を増やすことができないということで、今回、工場立地法に基づく工場適地の指定を受けたこの区域をもって市街化区域に編入していくということになります。

○4番委員　　つまり、現時点でかなり大規模な拡張計画がある部分という理解でいいですね。

○事務局　　それで結構です。

○4番委員　　はい、わかりました。

○会長　　はい、ありがとうございました。特に御意見ありませんか。

特に御意見がありませんので、お諮りをしたいと思います。

まず、諮問案件1につきまして、当審議会として、異議なしとして答申してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う者あり）

○会長　　ありがとうございます。

御異議がないようですので、異議なしと答申させていただきます。

なお、答申の作成につきましては、会長に一任していただくということをお願いしたいと存じますが、差し支えないでしょうか。

（「異議なし」と言う者あり）

○会長　　ありがとうございます。

御異議がないようですので、異議なしと答申させていただきます。

引き続きまして、諮問案件2につきまして、当審議会として、異議なしとして答申してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う者あり）

○会長           ありがとうございます。

御異議がないようですので、異議なしと答申させていただきます。

この案件につきましても、答申の作成につきましては会長に一任していただくということでお願いしたいと存じますが、差し支えないでしょうか。

（「異議なし」と言う者あり）

○会長           ありがとうございます。

御異議がないようですので、異議なしと答申させていただきます。

最後に、諮問案件3につきまして、特に御意見がないようですので、この諮問案件3につきましても、当審議会として、異議なしとして答申してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う者あり）

○会長           ありがとうございます。

御異議がないようですので、異議なしとして答申させていただきます。

なお、答申の作成につきましては会長に一任していただくということでお願いしたいと存じますが、差し支えないでしょうか。

（「異議なし」と言う者あり）

○会長           ありがとうございました。

御異議がないようですので、異議なしと答申させていただきます。

以上で、議案にあります諮問案件3件についての審議は終了しました。

続きまして、報告案件としまして、森林地域の縮小案件計10件分の報告を事務局よりお願いします。

○事務局       続きまして、報告案件について御説明します。

先ほどの議案の一番後ろの資料、A4の資料が入っているかと思いますが、「兵庫県土地利用基本計画の変更における森林地域の縮小案件の取扱について」の資料をご覧くださいませでしょうか。

5 地域区分の変更に当たりましては、諮問の手続を行うことが原則となっておりますが、森林地域の縮小案件についてのみ、今ご覧いただいております資料にありますとおり、平成23年2月16日開催の第54回国土利用計画審議会におきまして、取り扱いを決めさせていただいております。

内容としましては、そこに記載していますとおり、森林地域の縮小案件のうち、第1としまして、5地域のいずれにも該当しない白地地域となる場合には、国土利用計画審議会の意見を伺うということで、一旦、林地開発許可取得時に国土利用計画審議会に情報提供して、その上で完了確認後に諮問させていただくということです。

第2ですが、白地地域を生じさせるもの以外で、縮小後に他の4区分のいずれかが残る場合は、国土利用計画審議会として適当と認めたものとして取り扱い、林地開発許可の完了確認後に報告案件とさせていただき、こういう運用をさせていただいております。

今の資料の裏面に、国土交通省からの通知を付けさせていただいております。この下の四角囲みが国からの通知でありまして、2が白地を生じる場合の取り扱いで、今回、報告案件とさせていただくものについては、3の白地以外の部分が書かれている下線を引いている箇所が、その根拠になっています。

これに基づき、先ほどご覧いただきました表の審議会で議決を経て、現在、報告案件ということで運用をさせていただいているという状況です。

今回、これに該当する案件は10件ありまして、縮小面積が63ヘクタールとなっております。うち9件が都市地域内で62ヘクタールの減少、1件が農業地域内で1ヘクタールの減少となりまして、今回、白地地域が発生する案件はありません。

それでは、報告案件10件を御報告させていただきたいと思いますので、先ほどの議案のA3の資料の4ページ目、資料2-1にお戻りいただけたらと思います。

それでは資料の2-1に基づき、御説明をさせていただきます。

まず報告案件の1ですが、「宝塚森林地域の縮小」です。

場所は宝塚市山手台で、阪急電鉄山本駅の北側に位置しています。住宅団地の造成を目的として、昭和61年3月に林地開発許可申請がなされました。完了した工区から林地開発の部分完了手続を行っており、当該地域につきましては、平成29年10月に部分完了確認がされています。

住宅団地の造成によって現況は森林ではなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がなくなったため、土地利用基本計画図上で森林地域を縮小する予定です。

現在この区域は、都市地域及び森林地域が重複しており、変更後は森林地域を縮小して、都市地域のみとなる予定で、縮小面積は5ヘクタールとなります。

次のページをお願いします。

資料2-2の案件です。

こちらも「宝塚森林地域の縮小」です。

場所は、先ほどの報告案件1と同じく、宝塚市山手台です。

住宅団地の造成を目的として、昭和61年3月に林地開発許可がなされ、平成30年3月に部分完了確認がされています。

住宅団地の造成に伴う調整地の整備により、現況は森林ではなくなっており、森林としての利用・保全を図る必要がなくなったために、土地利用基本計画図上で森林地域を縮小する予定です。

現在この区域は、都市地域及び森林地域が重複しており、変更後は、森林地域を縮小して、都市地域のみとする予定で、縮小面積は3ヘクタールです。

なお、報告案件1、2における、林地開発許可に係る周辺自治会への説明の状況ですが、昭和61年とかなり古いということで、詳細がわからない状況ですが、ただ、林地開発許可を得るまでに、周辺自治会の同意書は取得しているということです。

続きまして、次のページをお願いします。

報告案件3「三田森林地域の縮小」です。

場所は三田市池尻で、中国自動車道神戸三田ICの北西約1.5キロに位置しています。

当初は「事業場用地の造成」として、平成14年2月に林地開発許可がされましたが、その後太陽光発電施設の設置として、平成27年3月に変更許可がなされた後、平成29年6月に完了確認がされています。

太陽光発電施設等の設置により現況は森林ではなくなっており、森林としての利用・保全を図る必要がなくなったため、土地利用基本計画図上で森林地域を縮小する予定です。

現在この区域は、都市地域及び森林地域が重複しており、変更後は、森林地域を縮小して、都市地域のみとする予定で、縮小面積は10ヘクタールです。

なお、こちらの林地開発許可に係る周辺自治会への説明ですが、平成26年9月と10月に説明を行い、自治会等からの意見としては、一つ目に、「防災施設を先行して開発区域外に災害が及ばないように措置をすること。」、二つ目に、「工事期間中の濁水や土砂流出防止に努め、下流のため池に土砂が流入した場合は浚渫すること。」、三つ目に、「開発区域周辺に極力森林を残地して、景観保全に努めること。」、最後に、「県道など、場外からの景観に十分配慮して、沿道部等に緑化を行うこと。」。このような意見がありましたが、自治会合意の上、許可がされたという状況です。

次のページをお願いします。

報告案件4「三田森林地域の縮小」です。

場所は三田市香下で、宝塚市との市境に位置しており、神戸水道千刈水源のすぐ西側です。

こちらにも、当初は果樹園の造成として、平成20年7月に林地開発許可がされましたが、太陽光発電施設の設置として、平成28年12月に変更許可がされた後、

平成30年1月に完了確認がされています。

太陽光発電施設の設置により、現況、森林ではなくなっています。森林としての利用・保全を図る必要がなくなったために、土地利用基本計画図上で森林地域を縮小する予定です。

現在、この区域は都市地域及び森林地域が重複しており、変更後は森林地域を縮小して、都市地域のみとする予定で、縮小面積は10ヘクタールです。

なお、林地開発許可に係る周辺自治会への説明ですが、平成27年10月、11月、12月と説明会を開催し、自治会からは、「周辺環境の悪化を招くことがないよう、万全の対策を期してほしい。」、「土工に伴う災害、または事故等により周辺に被害を与えた際は、その原因究明とその対処、再発防止対策を行うこと。」、「土砂が下流に流出しないよう、沈砂池を設置するとともに、土砂流出の際は除去をすること。」、「流域の変化による用水の確保対策などは事前に利害関係者と協議をして、必要な措置を講じた上で工事に着手をすること。」、こういった意見がありましたが、こちらも自治会と合意の上、許可がされています。

次のページをお願いします。

報告案件5「小野森林地域の縮小」です。

場所は小野市万勝寺町で、県道353号線の北側に位置しています。倉庫建築に伴う造成事業を目的として、平成28年5月に林地開発許可がされ、平成29年5月に完了確認がされています。

倉庫建築に伴う造成事業のため、現況は森林ではなくなっており、森林としての利用・保全を図る必要がなくなったため、土地利用基本計画図上で森林地域を縮小する予定です。

現在この区域は、農業地域及び森林地域が重複しており、変更後は、森林地域を縮小し、農業地域のみとする予定で、縮小面積は1ヘクタールです。

なお、林地開発許可に係る地元説明として、平成28年1月に説明会を開催し、

周辺自治会からは、「雨水排水が下流へ影響しないのか。」、「調整池の放流口に土砂が堆積しており、造成地からの流出土砂ではないのか。」、「調整池の清掃状況や、下流への濁水対策はどうなっているのか。」といったやりとりがあったと伺っていますが、こちらにつきましても、地元の自治会の合意を得て、許可がされた案件です。

続きまして、報告案件6をお願いします。「加西森林地域の縮小」の案件です。

場所は加西市田原町で、北条鉄道網引駅から南西約0.5キロのところに位置しています。太陽光発電施設の設置を目的として、平成28年7月に林地開発許可がされ、平成29年10月に完了確認がされております。

太陽光発電施設の設置により現況は森林ではなくなっており、森林としての利用・保全を図る必要がなくなったため、土地利用基本計画図上で森林地域を縮小する予定で、現在この区域は、都市地域及び森林地域が重複しており、変更後は森林地域を縮小して、都市地域のみとする予定で、縮小面積は3ヘクタールです。

なお、こちらの地域の林地開発許可に係る地元説明会は、平成27年11月に2回、説明会を開催し、自治会からは、「工事中及び工事後の施設運営について、周辺住民の生活に損害をかけないように配慮すること。」、「隣接する田畑に水害や土砂流出がない設計工事にする事。」、「このエリアから北へ20キロ先に糶屋ダムがありますが、糶屋ダムからの埋設のパイプが工事等で事故が起きないように工事をする事。」といった要望等が上がっており、自治会とも合意をして、許可がされたということです。

報告案件7「姫路森林地域の縮小」です。次のページをお願いします。

場所は姫路市林田町で、林田川から東約1.5キロのところに位置しています。

太陽光発電施設の設置を目的として、平成28年5月に林地開発許可がされまして、平成29年7月に完了確認がされています。

太陽光発電施設の設置により現況は森林でなくなっており、森林としての利用・

保全を図る必要がなくなったため、土地利用基本計画図上で森林地域を縮小する予定です。

現在この区域は、都市地域と森林地域が重複しており、変更後は、森林地域を縮小して、都市地域のみとする予定で、縮小面積は3ヘクタールです。

この地域の林地開発許可に係る地元への説明ですが、平成27年7月に2回、説明会を開催し、周辺の自治会からの意見としては、「山林からの土砂流出を防止するために、泥だめを設置し、適正に管理すること。」という意見がありましたが、自治会とも合意の上、許可がされたという案件です。

次のページをお願いします。

報告案件8「香美森林地域の縮小」です。

場所は香美町香住で、JR香住駅の南西約1キロに位置しています。

最終処分場の設置を目的として、平成12年1月に林地開発許可がされ、平成29年6月に完了確認がされています。

最終処分場の設置により現況は森林ではなくなっており、森林としての利用・保全を図る必要がなくなったため、土地利用基本計画図上で森林地域を縮小する予定です。

現在この区域は、都市地域及び森林地域が重複しており、変更後は、森林地域を縮小して、都市地域のみとする予定で、縮小面積は7ヘクタールです。

なお、林地開発許可に係る地元への説明ですが、平成6年11月、平成7年7月、平成8年11月、平成10年5月に説明会を開催し、周辺の自治会の意見としては、「伐採面積を最小限として、法面等の完成したところを順次、緑化をすること。」、「造成区域とそれ以外の雨水は分離排水をして、造成区域の雨水は調整池を経て放流し、それ以外の雨水は灌漑用として用水路へ放流すること。」、「暗渠排水溝の水は定期的に水質検査を行い、結果を公表すること。」、「防災には最大の注意を払うこと。」といった意見がありましたが、自治会とも合意の上、許可がされた案



件です。

続きまして、報告案件 9 「洲本森林地域の縮小」です。

場所は洲本市由良町で、由良町の市街地から南方に位置しています。

太陽光発電施設の設置を目的として、平成 28 年 9 月に林地開発許可がされ、平成 29 年 6 月に完了確認がされています。

太陽光発電施設の設置により現況は森林でなくなっており、森林としての利用・保全を図る必要がなくなったため、土地利用基本計画図上で森林地域を縮小する予定です。

現在この区域は、都市地域及び森林地域が重複しており、変更後は、森林地域を縮小して、都市地域のみとする予定で、縮小面積は 15 ヘクタールです。

なお、林地開発許可に係る地元への説明ですが、平成 27 年 11 月から 12 月にかけて説明が行われ、地元の方からは、「防災工事に関する雨水対策を含め、土砂災害等について、十分考慮した計画とすること。」、「周辺地域に対して、工事中の騒音、日照、風通し等、環境対策を考慮すること。」といった意見がありましたが、地元の自治会とも合意の上、許可がされたという案件です。

次のページをお願いします。

報告案件 10 「新温泉森林地域の縮小」です。

場所は新温泉町戸田で、JR 浜坂駅の南東約 1.5 キロに位置しています。国道 178 号線浜坂道路 2 期及び新温泉町内の公共事業等で発生する残土処分のための処分場の整備を目的として、林地開発協議が平成 30 年 3 月にされまして、平成 56 年 3 月に完了予定となっています。

残土処分場の設置により現況は森林ではなくなっており、森林としての利用・保全を図る必要がなくなったため、土地利用基本計画図上で森林地域を縮小する予定です。

現在この区域は、都市地域及び森林地域が重複しており、変更後は、森林地域を

縮小して、都市地域のみとする予定で、縮小面積は6ヘクタールです。

なお、この案件につきましては、事業主体が新温泉町という公的主体であるために、林地開発許可ではなく林地開発協議という手続となっています。

通常の林地開発許可では、完了確認の翌年度に森林地域の縮小、及び地域森林計画の縮小という手続を行いますが、公共事業に伴う林地開発協議の場合は、協議成立の翌年度に地域森林計画の縮小を行う運用をしているため、事業としては、まだ完了していませんが、地域森林計画の縮小に先立ち、土地利用基本計画の変更を行うものです。

なお、この林地開発協議に係る周辺自治会の説明ですが、平成30年3月に開催し、周辺自治会からは、「工事中に濁水や油等が水路に流入しないように注意をすること。」、「水路に土砂が堆積したときは町で撤去すること。」、「事業用地に隣接する田への通路の機能を確保すること。」、「調整池からの排水について、適正に処理すること。」といった意見がありましたが、自治会合意の上、協議が成立したということです。

以上10件が、計画図の報告案件です。

事務局からの説明を終わらせていただきます。

○会長 はい、ありがとうございます。

ただいま事務局から報告いただきましたが、御質問、御意見がありましたら、よろしくお願いいいたします。

はい、お願いします。

○5番委員 すみません、報告案件3「三田森林地域の縮小」について、別に異論はないですが、航空写真で見ると、今回、対象となっている区域の南側も何か造成されているか、または池みたいなものが見えるのですが、これは、区域の縮小の対象にはならないのでしょうか。これは何でしょうか。

それと、報告案件5「小野森林地域の縮小」ですが、森林地域だけをなくして、

農業地域が1ヘクタール残っているのですが、この航空写真を見ると、この付近いっぱい倉庫のようなものがある、農業をしているように見えないし、農業関係の施設であれば農業地域でいいと思うのですが、これも一体何なのか疑問に思ったので、教えてください。

○会長        はい、それでは事務局お願いします。

○事務局        報告案件3番の三田市池尻ですけれども、この左下に見えています、ややネズミ色っぽくなっている部分も太陽光発電で、開発されているエリアになります。これについて資料等を持ってきてないので、いつ時点のものかは不明ですが、既に森林地域から除外されたものだと思います。

○5番委員        図面では、森林地域が下に来ているみたいに見えるのですが、除外されているんですね。

○事務局        そうですね。もうされているのか、今後するのか不明ですが、現況は太陽光発電施設に転用されています。

○5番委員        じゃあまた、この審議会にかかるかもしれませんね。

○事務局        はい、そういうことになります。

○5番委員        わかりました。

○会長        はい、もう1件、お願いします。

○事務局        報告案件5「小野森林地域の縮小」ですが、こちら農業振興地域ということになりまして、現況少しわからないところもありますが、今の規制としては農業振興地域になっているということで、引き続き、農業地域を残すということで整理をさせていただいています。

○会長        これは、農用地ではない。農業地域の中の白地地域というイメージですか。

○事務局        はい、そうです。そう聞いています。

○会長        そういうことですね。だから、結果として、倉庫も建ってしまうという

ことになると思います。

はい、いかがでしょう。

はい、お願いします。すみません、1番委員さん、お願いします。

○1番委員　　すみません、私から報告案件1と報告案件2の「宝塚森林地域の縮小」について。まずお伺いしたいのですが、先ほどの説明で、それぞれ昭和61年に林発の許可を与えて、1番は平成29年に部分完了、2番は平成30年に部分完了と報告がありましたが、昭和61年という、恐らくバブルの最盛期の頃で、各地で林発がどんどんやられていった時期だと思います。

ただ、その林発の許可を県や市が与えるときは、本来、森林が持っている保水能力や、その排水する能力を、その造成によっても保つということで、排水計画を林発の許可のときに申請をして、十分排水できるということで許可が得られると思います。

ただ、部分完了ということは、完了して初めて排水路が設置されて、本来の保水能力を発揮できるということですのでけれども、このバブルのときに開発許可を得て、途中でバブルがはじけてしまって、造成計画を完了しないまま、放置しているという用地がたくさんあります。この場合、部分完了ということですが、当初、許可を与えた当時の排水施設がきちり設置されているのかどうかというのを、まず、教えてください。

残りの3番以降についても、住民の皆さんから心配されているのは、その排水のことですよね。土砂の流出がないかどうかということですのでけれども、これについても、まだ完了しているもの、してないものがありますが、住民の同意の前提となったこういう要望について、きちり履行できているのかどうかというのを教えてください。

○事務局　　1番、2番の宝塚市山手台の案件につきましては、ご指摘のとおり、昭和61年3月の許可になります。全体面積としましては、現時点で124.8へ

クタール、そのうち、今回の完了した部分を含めまして、97.8ヘクタールが完了しており、残り26.9ヘクタールがまだ残っています。位置図でいいますと、北側の明確な区画が書かれてないエリアが、開発がまだ残っているエリアになります。

部分完了を行っているのは、住宅用地の造成ですので、完了した工区から随時、住宅用地としての利用を進めるといった観点からで、完了確認を工区ごとに分けて実施しています。工区につきましては、かなり多数に分かれておりまして、全部で約34工区あります。

当初の開発計画のまま事業が進んでいるのではないかと心配もあると思うのですが、この箇所につきましては、昭和55年から、事業計画を作成する際に、周辺の自治会との合意形成をずっと図っておりまして、詳細は不明ですが、自治会からの意見を受けた上で合意を得ています。

その後、当初の計画のまま進むわけではなく、変更許可という形で、開発内容を随時審査しており、工区ごとに変更された事業計画に対して、昭和61年以降、18回変更許可を出しています。

ですので、その都度、その時点の基準に合ったような形で排水施設が設置されているとか、今回の案件にあります調整池の設置につきましても、適切に審査して、部分的に完了を確認しているということで、地元が心配なされる声はありますが、適切に完了していっていると考えています。

○会長        はい、よろしゅうございますか。

○1番委員        報告案件3以降の履行状況については。

○事務局        それにつきましても、報告案件10「新温泉森林地域の縮小」の案件を除きまして、県の方で完了確認調査をしております、適切に施工されていることを確認しています。

○会長        はい、ありがとうございます。

いかがでしょう。何か御意見。はい、どうぞ。

○6番委員 質問ですけれども、報告案件1と2の「宝塚森林地域の縮小」の図と航空写真を見比べてみると、報告案件1の部分は造成されて、こういった場所の住宅地開発がこれからどうなるとかという心配はありますが、恐らく住宅地になるのだろうと思います。ですが報告案件2の方は、何か森林のように見えて、川沿いでかなり急傾斜のようですけれども、森林ではなくなってって、これから住宅団地が造成される場所なのかなということをお伺いします。

○事務局 報告案件2は、調整池になっています。

○事務局 資料2-2で黄色枠で囲っているところを、資料2-1の航空写真で見えていただくと、排水路と調整池をここに設置しているのですが、水路のようなものと三角形になっているものが緑の中にあると思います。それが今回の調整池で、洪水が起きないように、ここに貯水機能がある施設を設置したもので、この黄色の区域の実際に森林ではなくなった地域を今回、除外しています。

○6番委員 わかりました。

○会長 ということは、宅地は一切、この黄色の範囲内には造成されないということですか。

○事務局 この資料2-2のエリアですが、すべて調整池の部分になります。全体としては住宅用地の造成ということですが、工区を分割しており、今回、調整池のみの工区が完成し、完了確認を行ったということになります。

○会長 はい、よろしゅうございますか。いかがでしょう。

お願いします。

○4番委員 報告案件10「新温泉森林地域の縮小」ですが、土地利用基本計画図の図面表現の問題だと思いますが、農業地域がやや食い込んでいるように見えます。図面だけの問題だと思うので、恐らく農業地域を丁度省くような形で形状があると思いますが、そこを確認していただけますか。

○事務局 はい、わかりました。

○会長 よろしいですか。

いかがでしょう。他に御質問、御意見ありますか。

はい、どうぞ。

○7番委員 教えていただきたいのですが、資料2-3以降について、太陽光発電設備ということで、現状整備されていると。いろいろ土砂対策ということですが、神戸市さんは特に水害があった関係で、太陽光を設置、あるいは維持管理に関する条例を作られているような状況ですが、その中で、例えば太陽光が、今FIT法に基づく価格が高いからこういったことができていると思いますが、そういうのが終わって、20年とか30年後の撤去した後の土地の扱いがどうなるのかということ。それと、例えばこの他で、各市でこういった条例がどんどん、神戸市さんに倣って出てきたときに、自治体はその時点で許可したからいいというものなのか、その辺の考え方を教えていただければと思います。

○会長 はい。

○事務局 すみません、条例の制定状況でしょうか。

○7番委員 すみません、一つは、例えば太陽光設備の採算性が合わなくて、撤去した後の土地の扱いというのは、森林にまた戻したいと言え、また森林に戻せるということですか。例えばですが。

○事務局 事業者が戻そうと思えば、戻せます。

○7番委員 もう一つ、今、神戸市さんの条例は出てきていますが、ここは神戸市さんの分はないのであれですけど、例えば三田市とかそういうところで、神戸市さんに倣って条例が出てきたとしても、これも規制で走っているんで、その条例は除外されるのでしょうか。すみません、その辺がもし分かれば、教えていただければと思います。

○事務局 太陽光の関係条例があるのは、神戸市と市街化調整区域に限りますが、

三田市にあります。

○7番委員            ということは、条例に当然従うことになるのですか。例えば小野市からも出ていますが、それはその条例に従うということになるのでしょうか。

○事務局            小野市は、独自の条例は持ってらっしゃらないので、5,000㎡以上の開発を行う場合は、県の条例に基づいて、届け出をしていただくことになるかと思えます。

○7番委員            はい。

○会長            はい、ありがとうございます。いかがでしょう。

                  はい、お願いいたします。

○2番委員            すみません、一般論で基本的なルールを教えてください。

                  全体を見ていると、もちろん地元との協議も含めて、従来と違う形での補填をされているということで、認めていくという流れになると思いますが、仮にそもそもの目的である自然的、社会的、経済的、文化的といった条件を考慮して、総合的、長期的な観点から、公共福祉の優先、自然環境の保全が図られていると。例えば、当審議会で、「これは妥当ではない」という判断をしたときに、国土利用計画法に基づいて是正措置がなされるとか、元へ戻るといふことにはならないですね。法的にどういう取り扱いになるのかというのは、運用上、歯止めとして効くのかどうか、そもそもの問題意識ですが。入り口のところで申し訳ありませんが、その部分だけ御説明いただいてもよろしいですか。

○会長            はい、事務局、お願いします。

○事務局            この国土法自体が直接、その事業者に対して何か規制をするというのではなくて、開発行為に関しては、基本的にはそれぞれの個別法による規制ということになります。今回の土地利用計画は、間接的にそのような規制の基準となっているようなものですので、国土法に基づいて、規制とか、先ほど仰った勧告的なものは、機能としてはありません。あくまでも開発行為に関しては、各個別規制法が



規制をするという枠組みになっています。

○会長 はい、お願いします。

○8番委員 すみません、一般論で申し訳ないのですが、この報告事項10件の中で、太陽光発電があって、それが全部、都市地域のみになるということになります。全体の絵を見ると、森林地域が多いところにぽつんと都市地域があるのが、都市地域に押しつけたような感じになって、バランスが悪いなと思うのですけれども、その辺は何か違和感があるのですが、その辺はいいのでしょうか。それと、都市地域として、何か個別の規制が後でできるのなら教えてください。

○会長 はい。

○事務局 その都市地域については、今、都市計画法上では非線引きの都市計画区域であったり、市街化調整区域であったりしまして、それぞれ規制がかかっています。それに加えて、森林法の規制もかかっていたところを、森林法を今回除外をするということで、都市地域だけになるのですが、引き続き、都市計画法上の規制というのは残りますので、ある一定の規制はあるかと思えます。

○会長 ほとんどの場合は、都市地域と森林地域が重なっていますから、森林地域を外すと自動的に都市地域が残ってしまうと、そういう状況ですね。

いかがでしょう。特に御意見ありませんか。よろしゅうございますか。

はい、ありがとうございます。

ただいま御説明いただきました10件につきましては、報告案件でして、最初に御説明いただきましたように、第54回の審議会の議決どおり、当審議会としては支障ないものとして取り扱いたいと思います。よろしく申し上げます。

本日の審議会全体を通じまして、せっかくの機会ですので、何か皆様方から御意見ありましたら、承りたいと思いますがいかがでしょう。特にありませんでしょうか。

はい、ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして、本日の議題は全て終了しました。

長時間、御審議をいただきまして、ありがとうございます。進行を事務局にお返しします。よろしく。

○事務局 会長、委員の皆様、どうもありがとうございました。

本日御審議いただきました土地利用基本計画の一部変更につきましては、今後、国への意見聴取を経て、3月下旬に変更告示を行う予定です。

以上をもちまして、第64回の国土利用計画審議会を閉会します。本日は、長時間にわたり、ありがとうございました。

(閉会 午後4時20分)